

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について〔令和7年12月分〕

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20251201	株式会社志戸平温泉タクシー (法人番号 5400001005325) 代表者久保田明寿	岩手県花巻市湯口字志戸平26番地1	花巻西営業所	岩手県花巻市下北万丁目161番地4	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項、運送法第27条第3項	令和7年8月5日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反(法第23条第3項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反【不実記載】(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)整備管理者の選任解任届出違反(運輸規則第45条、道路運送車両法第52条)、(8)運行管理者の指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)	10	10
20251204	有限会社文知摺タクシー (法人番号 6380002003718) 代表者遠藤幸司	福島県福島市岡部字上条1番地4号	本社営業所	福島県福島市岡部字上条1番地4号	文書警告	法第27条第3項	令和7年10月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)業務の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)、(2)運転者の指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運転者の指導監督記録義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。